

宇陀市老人クラブ連合会会則

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 会員（第6条—第8条）
- 第3章 役員（第9条—第12条）
- 第4章 会議（第13条—第20条）
- 第5章 部会（第21条）
- 第6章 会計（第22条—第23条）
- 第7章 帳簿（第24条）
- 第8章 会則の変更及び解散（第25条—第26条）
- 第9章 補則（第27条）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、宇陀市老人クラブ連合会という。

（構成）

第2条 本会は、第6条に掲げる会員をもって構成する。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、宇陀市社会福祉協議会内におく。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、健康・友愛・奉仕を基本に「生活を豊かにする楽しい活動」「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と、高齢者の保健福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

（活動）

第5条 本会は、第4条に掲げる目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 高齢期をともに生きる仲間づくり活動
- (2) 心とからだの健康づくり活動
- (3) 相互に支え合う友愛活動
- (4) 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動
- (5) すべての実践の基礎となる学習活動
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

（会員の要件）

第6条 本会は、宇陀市内の各老人クラブ（以下「各地域連合会」という。）を以って組織する

（加入）

第7条 本会への加入を希望する者は、各地域連合会長に届け出るものとする。

(休会・退会)

第8条 休会または退会を希望する者は、各地域連合会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員構成・定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名 (男女各1名)
- (3) 理事 9名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監事 2名
- (6) 事務局長 1名

(役員選任方法)

第10条 役員は総会において選任する。但し選任方法については別に細則で定める。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は、本会の業務を処理する。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 会計監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- 6 事務局長は、本会の事務を処理する。

(役員任期・補充)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了であっても、後任者が就任するまでの職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(会議構成)

第14条 総会は、本会の議決機関であって、地域老人クラブ連合会から、それぞれ4名ずつ計16名をもって構成する。

- 2 理事会は、会長・副会長・理事・会計・会計監事・事務局長をもって構成する。

(会議権能)

第15条 総会は、次の事項について決定する。

- (1) 年度活動計画に関する事項
 - (2) 年度予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の変更に関する事項
 - (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - (5) その他会長が付議した事項
- 2 理事会は、第1項を除き、業務遂行上必要な事項について決定し、本会の運営にあたる。

(会議の開催)

第16条 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 理事会は、必要に応じて随時開催する。

(会議の招集)

第17条 会議の招集は、会長が行う。

- 2 会長は、会員の相当数または会計監事から、会議に付議すべき事項を示して総会の開催を請求された場合は、その請求があった日から30日以内に、これを招集しなければならない。
- 3 会長は、何らかの理由により会議を招集することが困難な場合、書面による決議を行うことができる。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中からこれを選出する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の成立・議決)

第19条 会議は役員の過半数の出席をもって成立するものとする。また、議決は出席議員の賛成多数で決する。但し賛否同数の場合は議長の判断に委ねる。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会員数及び出席会員数
 - (3) 議事の内容及び結果
- 2 議事録には、その総会に出席した会員の中から選出された2人以上の者が、内容を精査し、署名しなければならない。

第5章 部会

(部会の設置)

第21条 本会の活動を円滑にするために、必要に応じて部会を設置する。

- 2 部会に関わる規定は、別に定める。

第6章 会計

(経費の構成)

第22条 本会の活動に関わる経費は、補助金・寄付金・その他の収入をもつ

てこれにあてる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 帳簿

(帳簿の整理)

第24条 本会に次の帳簿を整理する。

- (1) 会則綴り
 - (2) 会員名簿
 - (3) 活動計画書及び記録簿
 - (4) 予算書・決算書及び会計簿
 - (5) 経費支出及び財産に関わる証拠証券(請求書・領収書・預金通帳等)
 - (6) その他必要な書類
- 2 第1項に掲げるもののうち、(1)及び(2)は常備し、その他にあつては当該年度終了後5年間保管する。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において議決を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第26条 本会を解散しようとするときは、総会において議決を得、宇陀市主管課及び奈良県老人クラブ連合会に届け出なければならない。

- 2 本会が解散した場合の残余財産は、総会の議決を経、老人保健福祉の向上に資する活動を行う団体・機関に寄付するものとする。

第9章 補則

(施行細則)

第27条 この会則の施行について必要な細則は、総会の承認を経て会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和4年4月27日より施行する。
(経過措置)
- 2 この会則の施行の際現に改正前の宇陀市老人クラブ連合会会則(以下「改正前の会則」という。)の規定により選任された役員は、この会則の施行の日、この会則による改正後の宇陀市老人クラブ連合会会則の規定により役員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、この会則による改正前の会則の規定により選任された日からそれぞれ起算するものとする。